

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 様

中間指針の改定等を踏まえた 緊急要求書

令和5年1月19日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

福島県南相馬市議会議長 平田 武

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から11年以上が経過しましたが、この間、本市は、地域の復旧・復興に全力で取り組んできております。

本市の復旧・復興を一層進めるためにも、原子力損害賠償について以下のことを要求するので、誠意ある対応を強く求めます。

- 1 本市の住民は、原子力発電所事故により同じく避難し、又は放射線障害への不安を抱きながらも避難することができずに自宅等に滞在するなど、同様の苦しみを受けた。しかしながら、避難指示等の区域により賠償額に大きな差があるという、不合理な賠償格差が生じている。

東京電力は、この不合理な賠償格差を是正するよう、中間指針の避難指示等の区域割の基準を絶対とせず、同等の被害実態が存在する場合には同等の賠償を実施すること。

- 2 令和4年12月20日に公表された中間指針第五次追補では、新たに生活基盤変容の損害などが認められた一方で、賠償格差が拡大した。特に、本市が住民に一時避難を要請した30km圏外の区域については、日常生活阻害の精神的損害について増額が示されず、また、生活基盤変容の損害額が示されないなど、賠償格差がさらに広がった。

東京電力においては、本市住民の避難の実態等に鑑み、不合理な賠償格差を是正するよう、独自の賠償を実施すること。

- 3 避難指示区域内の不動産の賠償について、当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域は平成28年7月12日に解除され、避難指示を受けた期間はおよそ5年5か月と長期に及んだ。両区域内に存在する不動産の荒廃状況は、長期間に及ぶ避難指示やこれに伴う住民

の避難により、原発事故から6年を経過して避難指示が解除された地域の全損評価と何らかわるものではない。

東京電力では、この現実の被災状況に即し、当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の不動産に対しても、独自に全損評価による賠償を実施すること。

- 4 原子力損害賠償については、被害者に寄り添い迅速かつ柔軟に対応すること。特に、これまで要望・不満が強い営業損害賠償等については、誠意を持って確実に対応すること。
- 5 原子力損害賠償紛争解決センターが和解仲介手続きにおいて提示する和解案を尊重し、申立人が受諾の意向を表明しているときは、和解を行うこと。
- 6 東京電力は被災者の有する原子力損害による賠償請求権の債務者として、住民基本台帳法第12条の3第1項第1号及び戸籍法第10条の2第1項第1号に基づき、住民票や戸籍謄本等を取得できることから、死亡した未請求者の相続人や、所在不明の未請求者の現住所地を調査し、請求支援を行うこと。